

第1回さいたま市障害者政策委員会会議録

日時：平成29年7月18日（火）14:00～16:35

会場：ときわ会館 5階 502会議室

次 第

- 1 開 会
 - ・福祉部長挨拶
 - ・委員紹介
 - ・委員長の選出
- 2 議 題
 - ・第6回障害者政策委員会会議録の承認
 - ・障害者総合支援計画（2015～2017）進捗状況の報告について
 - ・次期障害者総合支援計画素案について
- 3 閉 会

配布資料

- ①第1回さいたま市障害者政策委員会次第
- ②第1回さいたま市障害者政策委員会座席表及び委員名簿
- ③第6回さいたま市障害者政策委員会会議録（案）
- ④さいたま市の障害者施策の推進体制
- ⑤障害者総合支援計画（2015～2017）平成28年度達成状況報告書
- ⑥資料1 次期障害者総合支援計画策定の工程について
- ⑦資料2 第5期障害福祉計画に係る基本指針について
- ⑧資料3 第4次障害者基本計画骨格案
- ⑨資料4 平成29年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議におけるさいたま市障害者総合支援計画についての主な意見
- ⑩資料5 次期障害者総合支援計画（素案）案
- ⑪資料6 素案に対する意見調書
- ⑫行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）における個人番号の収集通知と個人番号申告書

出席者

委 員・・・荒井委員、今川委員、岡田委員、梶本委員、河崎委員、小島委員、斎藤委員、鈴木委員、高濱委員、滝澤委員、田口委員、遅塚委員、長岡委員、中野委員、平野委員、山崎委員、横島委員

事務局・・・福祉部長、障害政策課長、障害政策課課長補佐兼施設整備係長、障害政策課ノーマライゼーション推進係長、障害政策課、障害支援課長、障害支援課課長補佐兼審査指定係長、障害支援課地域生活支援係長、障害支援課自立支援給付係長、健康増進課、こころの健康センター、福祉総務課、障害者総合支援センター所長、疾病予防対策課、ひまわり学園育成課長、指導1課特別支援教育室

欠席者

委員・・・比嘉委員、星委員、宮部委員

傍聴者の数 14名

開 会

(事務局)

私は、障害政策課長の高島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、第8期さいたま市障害者政策委員会として、初めての委員会でございますので、後ほど委員長が選出されるまでの間、事務局の私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、今回の委員さんの出席状況ですが、出席委員17名、欠席委員3名ですので、さいたま市障害者政策委員会条例第5条第2項の規定により、委員の過半数がご出席されておりますので、本日の会議は成立いたします。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

- ① 第1回さいたま市障害者政策委員会次第
- ② 第1回さいたま市障害者政策委員会座席表及び委員名簿
- ③ 第6回さいたま市障害者政策委員会会議録（案）
- ④ さいたま市の障害者施策の推進体制
- ⑤ 障害者総合支援計画（2015～2017）平成28年度達成状況報告書
- ⑥ 資料1 次期障害者総合支援計画策定の工程について
- ⑦ 資料2 第5期障害福祉計画に係る基本指針について

こちらは、平成29年3月8日に行われました障害保健福祉関係主管課長会議の資料でございます。

- ⑧ 資料3 第4次障害者基本計画骨格案

こちらは、内閣府で現在策定中であります「第4次障害者基本計画」の骨格案でございます。

- ⑨ 資料4 平成29年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議における「さいたま市障害者総合支援計画」についての主な意見

⑩ 資料 5 次期障害者総合支援計画（素案）案

⑪ 資料 6 素案に対する意見調書

以上、11 点でございます。

また、今年度より新たに委員になられ、かつ報酬をお支払させていただき予定の委員の方のみには、

⑫ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）における個人番号の収集について（通知）及び個人番号申告書を配布させていただいております。

ここで 1 点、委員の皆様のご了解を得る必要がございます。それは、委員名簿の公表でございます。本委員会は「さいたま市情報公開条例第 23 条の規定に基づき、原則として一般の方に公開することとなっております。会議録も作成し、公開となります。各区役所の情報公開コーナーにおいて、市民の閲覧に供することとなりますので、会議資料につきましても会議録に添付して公表したいと考えております。

お手元の資料の委員名簿をご覧ください。名簿の中には、氏名のほかに所属や役職の記載がございます。これにつきましては、個人の職業や活動に関する情報でありますので、内容に誤りがないかご確認をいただくとともに、この場で皆様のご了解を得たうえで公表したいと存じます。

（委員一同 了承）

（事務局）

次に、会議の傍聴についてでございますが、先ほど申し上げましたように本日の会議は公開となっております。先ほど確認したところ、傍聴を希望する方 11 名がこの会場にお越しでございますので、傍聴を許可するとのご了解をお願いいたします。

（委員一同 了承）

（事務局）

それでは、ただ今より「第 1 回さいたま市障害者政策委員会」を開会させていただきます。開会に当たりまして、福祉部長の清水より挨拶を申し上げます。

（福祉部長）

皆さんこんにちは。福祉部長の清水でございます。皆さまにおかれましては、ご多用中にもかかわらず、さいたま市障害者政策委員をお引き受けいただき、そして本日、第 1 回委員会にご出席いただき、誠に感謝申し上げます。

さて、皆さまご承知のとおり、平成 29 年度は本市の次期障害者総合支援計画を策

定する大変重要な年度となっております。これまでに、5月と6月の2度にわたって、次期障害者総合支援計画策定に向けたワーキンググループを開催したところ、ご参加いただきました皆さんから数々の貴重なご意見を頂戴しました。ご協力いただきました委員の皆様にはこの場をお借りしてお礼申し上げます。

また、国におきましては、これまでの高齢者、障害者、子どもといった対象別に制度化されたいわゆる縦割りの福祉サービスから、地域のあらゆる住民が役割を持ち、公的な福祉サービスと協働して支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現をめざす「我が事・丸ごと」への転換が示されているところです。委員の皆さまにおかれましては、こうした変革の時期に本市の政策、障害施策についてご審議いただくこととなります。

つきましては、皆様のそれぞれの立場や経験から、本市の今後の障害施策の在り方を見据えた、大局的な観点からご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本市といたしましてもノーマライゼーション条例の理念の実現に向けて障害者施策のさらなる推進に全力で取り組んでいく所存でございます。委員の皆さまにおかれましては、引き続き本市の障害者施策の推進にご協力を賜りますことをお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、委員の皆様方を紹介させていただきます。

それでは、順にお名前を読み上げますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

横島委員から反時計回りで山崎委員までお願いいたします。

～ 委員紹介 ～

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、ご欠席の委員さんですが、本日は、星委員、比嘉委員、宮部委員が欠席となっております。次回以降のご出席の際に改めてご紹介させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

～ 事務局職員紹介 ～

以上をもちまして、委員並びに事務局の紹介を終わらせていただきます。

なお、横島委員及び傍聴席には、手話通訳の方がいらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

なお、誠に恐縮ですが、福祉部長の清水は他の公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。

～ 清水部長退席 ～

本日は第1回の政策委員会ということで、委員長が選出されておられませんので、さいたま市障害者政策委員会条例第4条、第1項の規定により、「委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。」とされておりますので、どなたかにご推薦がございましたら、挙手をしてご指名いただきたいと思います。

滝澤委員、お願いいたします。

(滝澤委員)

本委員会の前委員長として、これまで委員会の進行やとりまとめにご尽力され、これまでの委員会の経緯について、よくご存知の平野委員にお願いをしてはどうかと思いますので、お諮りください。

(事務局)

ただいま滝澤委員から委員長に平野委員を、というご発言がございましたが、委員の皆さま、いかがでございましょうか。

(委員一同 了承)

(事務局)

ありがとうございます。

それでは、本委員会の委員長は平野委員にお願いをすることといたしたいと思えます。平野委員、どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、平野委員には委員長席のほうにお移りいただき、委員長就任のご挨拶をいただければと思います。

(平野委員長)

ただいま、推挙をいただきました平野でございます。よろしくお願いいたします。

先程、清水部長よりお話がありましてとおり、今期は計画の策定、それから障害児福祉計画という新しい計画、平成30年4月からは新しく障害者総合支援法の改正が入るといって大変大きな転機になっています。これから皆様のご意見を頂きながら進め

ていきたいと思ひます。

それからお願いがありますが、新しい委員の方にはそれぞれのお立場から実情などをご発言していただければと思ひます。特に荒井委員、今川委員は公募委員で市民の代表ですので、積極的にご発言いただきたいと思ひます。皆様の熱心なご討議を通して進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、委員長職務代理者の指定でございます。

「さいたま市障害者政策委員会条例」第4条第3項に「委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。」と規定されております。

大変僭越ではございますが、規定に基づき、私のほうから職務代理者の指名をさせていただきますと存じます。

それでは、さいたま市の障害者福祉施策の経緯と現状をよくご存じの斎藤委員を職務代理者にお願ひしたいと存じます。よろしいでしょうか。

(斎藤委員)

皆さんの活発なご意見で進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(平野委員長)

ありがとうございます。

それでは、議題に入らせていただきます。

それではお手元の資料の次第をご覧ください。最初に第6回障害者政策委員会の会議録の承認でございます。これにつきましては皆様に事前にお送りしております。新たに委員に就任された方については初めてご覧になる内容で大変恐縮ですが、特に修正等ご意見がないようでしたら、これについては承認ということによろしいでしょうか。

(委員一同 了承)

はい、ありがとうございます。

この「さいたま市障害者政策委員会」につきましては、今回初めて委員になられた方もいらっしゃるしますので、まず最初に確認の意味も含めまして、事務局より簡単に説明をお願いします。

(事務局)

それでは、お手元の1枚目「さいたま市の障害者施策の推進体制」という資料をご覧ください。

この委員会は、都道府県と指定都市で必ず置かなければならない附属機関でござい

まして、お手元の資料の2ページ「参考：障害者基本法抜粋」という資料の下段になりますが、障害者基本法第36条第1項第2号に「障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること」、また、第3号に「障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項」を調査審議する合議制の機関として規定されているものでございます。

同条第3項には、合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定めることとなっておりますので、次のページの「さいたま市障害者政策委員会条例」を制定しております。

1枚目の「さいたま市障害者施策の推進体制」という資料をご覧ください。「本委員会」、「誰もが共に暮らすための市民会議」、「さいたま市」の関係を示したものでございます。障害者施策の実施状況や課題について意見交換を行う場として設置されております市民会議からの意見を踏まえ、本委員会で市全体の障害者施策のあり方や条例の推進状況のチェックを行い、市に対して提言を行う役割を担っております。

また、当委員会の開催につきましては、本年度は年3回程度の開催を予定しており、今回委嘱をさせていただいた皆様方におかれましては、今後二年間にわたって、さいたま市の障害者福祉の発展のために特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。説明は以上でございます。

(平野委員長)

はい、ありがとうございました。

障害者政策委員会、さいたま市、市民会議の3つでそれぞれ意見を出しあい、障害者施策を推進していきます。政策委員会はそれぞれの代表の皆さんが集まって審議する会議、市民会議というのはさいたま市独自のもので、他の市町村にはほとんどなく、それによって市民参加をするというものです。政策委員会は以前は施策推進協議会と言っていましたが、ノーマライゼーション条例の推進に基づき、障害者のことは障害者が決めるべきだということで「政策委員会」として、ここで話し合っていくものです。

それでは次の議題に移らせていただきます。

障害者総合支援計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、障害者総合支援計画（2015～2017）の平成28年度実施状況について、説明させていただきます。

障害者総合支援計画を策定するに当たりましては、障害者基本法第11条の規定に基づき、市は障害者政策委員会の意見を聴かなければならないとされています。また、

本市ではノーマライゼーション条例第6条に基づき、毎年度計画の実施状況について政策委員会に報告することが義務付けられております。

そこで、さいたま市では、毎年度、計画に掲げる事業の達成状況を報告書としてとりまとめています。また、昨年度障害者政策委員会でご議論いただき、障害者政策委員会の委員の皆様からいただいた意見を報告書に掲載し、各事業所管課にフィードバックする仕組み構築させていただきました。

現行の障害者総合支援計画は平成27年度から平成29年度までの3年間となっております、今年3月で計画期間の2年目となる平成28年度の事業が終了したところでございます。

計画期間の1年目、つまり平成27年度の達成状況報告書につきましては、先日、委員の皆様へ郵送で送付させていただいたところです。

本日は、計画の2年目となります、平成28年度の実施状況についてご説明させていただきます。

なお、本日、この実施状況について、委員の皆様からご意見いただきたいと考えておりますが、本件につきましては、会議の進行を考慮し、事前に委員の皆様へ郵送での意見の提出をお願いさせていただきました。

委員会前の突然のお願いにもかかわらず、多くのご意見を提出いただきまして、誠にありがとうございます。本日の資料には、事前にいただいたご意見を文言修正等を行わず、そのまま掲載させていただいております。

資料は、「障害者総合支援計画（2015～2017）平成28年度達成状況報告書」となります。

それから、先日、6月30日（金）に開催されました市民会議におきましても、達成状況報告書、また、次期計画に対するご意見をいただいております。こちらにつきましては、「資料4」として主な意見を取りまとめております。

それでは、達成状況報告書1ページをお願いいたします。

障害者総合支援計画に記載した関連事業は、事業ごとに成果指標を設定し、また、年度ごとに目標を設定しています。

「(2) 達成状況の評価基準」として、各事業について、AからDまでの評価を付けています。

成果指標には、定量的な目標の設定を基本としていますが、定量的な目標の設定が馴染まない事業もございますので、取組内容から総合的に判断しています。

次に「(3) 評価結果の概要」として、全部で86事業でございまして、そのうち重点プログラムとして別に記載した事業は21事業でございます。

全庁の各所管課に実施状況について照会したところ、平成28年度の実績として、評価の内訳といたしましては、86事業のうち、「目標を上回って達成」であるA評価が20事業、「目標をおおむね達成」であるB評価が52事業、「目標を未達成」である

C評価が 12 事業、「目標に対してほぼ未着手」であるD評価が 1 事業、「該当事業なし」が 1 事業という結果となりました。

その結果、「目標を上回って達成」と「目標をおおむね達成」を合わせた「目標を達成」した事業は 86 事業中、72 事業となり、割合では 83.7%となりました。

また、重点事業については、21 の重点事業のうち、7 事業が「目標を上回って達成」、10 事業が「目標をおおむね達成」、3 事業が「目標を未達成」、1 事業が「目標に対してほぼ未着手」となりました。

2 ページの下にある「図 3 基本目標別の評価結果」では、4 つの基本目標ごとの評価を示しております。この図から分かりますが、「4 障害者の危機対策」が比較的、遅れがある状況となっております。

3 ページでは、平成 27 年度と平成 28 年度の達成状況を比較しております。全体としては、A と B を合わせた、「目標を達成した」事業が全体の 80%以上を超え、概ね順調に推移していると認識しておりますが、一部事業に課題があり、C、D 評価も少なからずございます。

4 ページから 8 ページにかけまして、86 事業の目次を兼ねた評価結果の一覧を掲載しております。9 ページ以降が各事業の評価結果の詳細でございます。

資料の読み方として、9 ページの事業番号 1 「障害者の権利の擁護等に関する条例の周知啓発」を例にしますと、事業所管課において、平成 28 年度の取組内容とその総合評価、また、評価理由を記載しておりますが、さらに、「さいたま市障害者政策委員会委員の意見」という欄を設け、事前に委員の皆様からいただいた意見を掲載させていただきました。

したがって、特に意見をいただいていない事業につきましては、この欄を設けてございません。

86 事業のうち、特にご意見を多くいただいている事業として、いくつかご説明させていただきます。

まず、9 ページの「事業番号 1」ですが、主なものとして、ノーマライゼーション条例の認知度が高まっていないこと、またその周知啓発方法について事業の工夫が必要なのではないかという、ご意見をいただいております。

次に、10 ページ「事業番号 2 市民会議」についてですが、市民会議のあり方、その活性化について工夫を重ねていく必要があるのではないかと、いったご意見をいただいております。

次に、15 ページ「事業番号 12 成年後見制度」につきましては、成果指標や目標の設定について、見直したほうがよいのではないかと、ご意見をいただいております。

次に、31 ページ「事業番号 41 障害者生活支援センター」につきましては、相談件数の増加から相談支援員の配置を見直すべきではないかといったご意見をいただ

いております。

次に、36 ページ「事業番号 53 障害者等に配慮した情報提供」につきましては、視覚障害者への情報提供のあり方として、IT 技術の活用をはじめとした啓発等の推進が必要とのご意見をいただいております。

次に、38 ページ「事業番号 58 就労支援」についてですが、精神障害者、視覚障害者等の就労支援について、対策を検討する必要があるのではないか、といったご意見をいただいております。

それから、46 ページの「事業番号 78」から 50 ページの「事業番号 82」までが、防災に関する事業になりますが、冒頭申し上げました、基本目標「4 障害者の危機対策」に該当する事業でございます。

全体的に、計画に遅れがある状況となっていることもあり、ご意見も多くいただいております。

現在の防災対策への不安のお声等多くいただいておりますので、本年度において、計画の遅れを挽回するとともに、次期計画では、皆様にとって安全・安心な生活の基礎となる防災体制を確立できるよう、努めてまいりたいと考えております。

最後に、この達成状況報告書の中で、D 評価の事業が 1 つございます。

47 ページの「事業番号 79 要配慮者の避難支援対策の推進」でございます。こちらの事業につきましては、総合評価が平成 27 年度に引き続き 2 年連続の D となっております。

本事業の状況についてですが、現在、さいたま市では、市内 84 の高齢者や障害者の福祉施設と協定を締結し、災害時の協力体制を整備していますが、更に実践的となる福祉避難所として指定するため、その「要件」を定めることができなかったことによるものです。

また、指定要件を定めるだけでは、実際の災害時に福祉避難所として機能しないことが危惧されます。このため、指定する前提として、いわゆる「運営マニュアル」の作成を併せて進める必要があると考えまして、現在、課題の整理を行っているところでございます。さらに、課題の整理を行うには、実際に防災訓練等を実施してみることが効果的と考え、平成 28 年度は、協定施設の一つである「グリーンヒルうらわ」で図上訓練を実施し、平成 29 年度は、北区と南区の避難所運営訓練と連携した福祉避難所の訓練を予定しているところでございます。

計画上、遅れはありますが、今後、課題を整理しまして、今年度中にマニュアルの作成と指定要件の設定を完了する見込みでございます。

以上、平成 28 年度の障害者総合支援計画の進捗状況についてご説明させていただきました。冒頭申し上げましたように平成 29 年度は現行計画の最終年度となります。

本日、委員の皆様からのご意見いただき、本年度の事業実施に活かすとともに、次期計画の策定にも反映させていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い

いたします。

(平野委員長)

ありがとうございました。

これから計画を作るに当たって、平成 29 年度は進行中ですが、2015 年と 2016 年の分の評価です。1 ページ目を見ていただいたら分かるとおおり、達成状況は A、B、C、D でありまして、基本的には数値目標があるものについて、達成ができたという形になっています。この評価は、まずはそれぞれ事業をされたところが評価する形になっています。

今回、変わったのは、先ほど係長から説明がありましたように、9 ページ目を見ていただきますと、今までは担当課がこれだけありまして、こういうふうになりましたということで自己評価を出ているわけなのですけれども、今回、大変お忙しい中、委員の皆さま方にご協力いただきまして、政策委員として、それに対してという案を皆さま方に出していただきまして、今回は明らかな誤字脱字以外はそのままここに書いてあります。同じようなものが 2 つ並んでいることもあるのですけれども、それはそのまま多分上がっているかもしれないのですけれども、こういう形で、今回、市の担当課の評価はこういうふうになったけれども、こちらの政策委員としてはこう考えていますというのを入れさせていただきました。

既に皆さん方にはお目通しいただいたかと思うのですが、何かお気付きのものがありましたら、あるいはここで確認しておきたいことがあれば、質問をお願いします。

どうぞ。高濱委員。

(高濱委員)

福祉避難所が進まない理由は、今一応お聞きしたのですけれども、要件を定められないからということですが、それはどういう理由でしょうか。

福祉避難所が最も遅れているし、該当する関係者のみんなが心配しているところであり、2 年連続 D 評価なのですが、今、市のほうも、指定要件が定められなかったからということをおっしゃったのですが、それだけではちょっと分かりづらい。どのような理由でそれが定め切れないのか、具体的な施策は。

(事務局)

福祉総務課の石山と申します。

これまで福祉避難所の指定要件を定められなかった理由なのですが、まず指定をするに当たりまして、施設の要件、例えばバリアフリー化されていたり、そういったハード面は当然なのですけれども、他にも、人材の確保や物資、機材の整備、そういったところを検討する必要があるところが一つ課題となっていました。

ただ、指定をするだけでは実効性のある福祉避難所にはならないところがありますので、指定するに当たって、まずは訓練等を重ねまして、どのようにすれば、実効性のある、また実際に災害が起こった時に円滑に開設・運営ができるようにするために、マニュアルを整備する必要があるというところで、これまでなかなか指定要件を定めることができなかつたところがあります。

本年度につきましては、遅れているということは間違いないと思いますので、早急にその辺りをしっかりと進めていきたいと考えています。

(高濱委員)

それだけではなく、障害の程度だとかケアのための電源が必要なものをどうしようかとか、障害個々に違うからだと思うのです。その拾い上げはどういうふうにするのですか。今のは非常にざっくりした話だったので。

(事務局)

やはりこれも訓練を通じてになるのですけれども、昨年度は、高齢福祉施設であるグリーンヒルうらわで訓練ということで実施させていただいたのですが、本年度はまだ調整中というところなのですけれども、今後も障害者施設も含めましてしっかりと開設訓練や図上訓練を行っていく中で、施設の利用者の方あるいは職員の方、皆さまのご意見を伺いながら、どういったことが必要であるか、そういったところをしっかりと検討を進めていきたいと考えています。

(平野委員長)

他にいかがですか。田口委員。

(田口委員)

さいたま市身体障害者福祉協会から参りました田口です。

8ページの障害者危機対策、事業番号は82ですけれども、「防災訓練への障害者の参加」というところがC評価になっているのです。先ほどから防災については非常に詳しく何ページにもわたって載っていますが、そのことにつきまして、私どもは、今日、さいたま市障害者協議会で役員会を開きましたけれども、その時にこのことをぜひ言ってほしいと言われたので、申し上げたいと思います。

確かに総合防災訓練はいろいろと連絡があつたり、担当の方から説明があつたりして、非常に皆さん参加しています。ところが、各区の防災の参加訓練がありますけれども、そこは、以前はいろいろな所から連絡があつたのです。ところが、最近になってみますと役員会を開く所がすごく少ないのです。私どもは、各区防災訓練連絡先一覧ということで、10区ありますけれども、それぞれの区に10人ほどぐらいずつ役員

の連絡先を持っています。この中でいいますと横島委員さんもこの中に今見ましたら入っていますし、中野委員さんもそうです。その他にもいらっしゃるかもしれません。

というわけで、総合防災訓練も大事ですけれども、地元の各区の防災訓練に参加するのが一番大事だと思っています。私どももそれぞれのところに連絡をこれからしようと思っていますけれども、さいたま市でも何か各区にそういう障害者を訓練に参加するように呼び掛けているのでしょうか。

(事務局)

障害支援課地域生活支援係の小杉と申します。よろしく申し上げます。

呼び掛けに関しては、毎年度、防災課が主催して、各区役所の総務課の中に防災の担当がいるのですが、その方々を全員集めまして、今年度お願いすること、協力していただくこと等を話し合いさせていただきました。

今回は4月末に防災課から各区役所の総務課の防災担当に話をした中で、私ども障害支援課も一緒に、その中で各区に支部があったり、細かい名簿等を障害者協議会から頂いて、そちらも区にお渡ししまして、区の防災訓練において、各小中学校の地域の防災訓練に呼び掛けをお願いしますということで、毎年度行っておりまして、今年度も周知している状況です。以上でございます。

(田口委員)

各区では、訓練については防災課担当ではなく、何課と言いましたか。各区においては防災課ではないが、どこが訓練を担当しているのですか。各区の防災課が担当しているのですか。

(事務局)

各区は総務課が防災の担当です。各区10区とも全部総務課の中に防災の係があります。そちらが担当しております。

(田口委員)

それにしてもどうも連絡がなくて、われわれも積極的に呼び掛けないのがいけないのかもしれませんが、今のお話だと主体的にやっていたいようなので、これから持ち帰って協議します。

このように作ってありますけれども、10人ぐらいつの各区の担当になっていきますので、横島委員さんもそうですし、中野委員さんもその他の方もいるのかもしれませんが、ではこれをやりますと積極的に呼び掛けた方がいいのではないかと思います。

何しろ総合防災訓練は、先ほど申し上げましたように、地元が一番大事だと思って

います。地元の人に理解していただいて協力していただくのがいいと思っているので、これからも頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

(平野委員長)

はい、ではほかにどなたかいかがでしょうか。

(横島委員)

さいたま市聴覚障害者協会の横島です。

ちょっと質問させてください。東北の地震、九州など、いろいろなところで大災害が起こってきている昨今です。関東でもいつ起こるか分からない大災害だと思っています。障害者の施設、高齢者の施設を拠点にしてということで避難所を決めていると思うのですが、テレビなどを見ていると、九州の被害などを見ていると、もう水が入ってきてしまって、そういう施設自体に問題が起こってしまったということも考えられるでしょう。そうしますと、指定していてもそこを避難所にすることはできないと思うので、やはり自分の家の近くの避難所に逃げることを障害者も想定しながらやっていかなければいけない。そういう福祉避難所だけに避難することはなかなか難しいと思います。

(平野委員長)

ご質問ですか。ご意見ですか。

(横島委員)

意見です。

(平野委員長)

今、出た質問やご意見は後で障害政策課から関係課のほうに伝えてもらいたいと思います。

他にはどうですか。どうぞ。

(岡田委員)

精神障害者家族会連絡会の岡田です。

この達成状況報告書に政策委員の意見を取り入れていただいて、より内容が理解しやすくなったという点はあるのですが、これを見た時に、どうしても課題が見えにくいかなと思うのです。

評価の理由は書かれていますけれども、例えば、AとBの評価は、市の評価とすればおおむね達成できたということだと思うのですが、政策委員からは違うので

はないかという意見も出ていたり、C評価とD評価については、こういう理由でこの評価にしましたという説明はあるけれども、C評価しか達成できなかった理由はどこにあるのかなど、課題の部分が出てきていないので、やはり評価をした以上はその中から課題を見いだすことが次のステップにはとても大事な気がするのです。

市での評価、プラス、政策委員の意見の後に、課題を記載していくことが必要なのではないかと考えました。意見です。

(平野委員長)

分かりました。また、今後も含めて。

他はどうでしょうか。どうぞ。

(梶本委員)

さくら草特別支援学校PTAの梶本です。

こちらにも書かせていただいたのですが、47 ページの部分でヘルプマークについてなのですけれども、昨年度の委員の方のご意見を読んだ時もヘルプマークの件についてご意見されている方がいらっしやったと思うのですが、今、さいたま市としてヘルプマークについてどのような方向で考えていらっしやるか、現実にどのように活用されているか、今後、どうしていくかということをお聞かせ願えますでしょうか。

(事務局)

はい、事務局でございます。

ヘルプマークにつきましては、東京都で作成をしております、今は全国に使ってくださいということで周知が進んでいるマークと認識しています。こちらは、J I S規格にも認定されるという情報も聞いております。今のところはハート・プラスマークを埼玉県で推奨していますので、県と連携してハート・プラスマークの推奨をしているところなのですが、ヘルプマークも全国的に広がる中で必要となってくると考えていますので、今後、検討してまいりたいと考えています。

今のところは、ホームページに掲載等していない状況ですので、今後の検討課題であると考えています。

(平野委員長)

はい、他にはどうでしょうか。

せっかくですので、公募委員の荒井委員、今川委員に何かお話しいただけないでしょうか。まずは、荒井委員さんいかがでしょうか。

(荒井委員)

はい、公募委員の荒井です。

政策委員の方々が評価をすることは、まさにこの政策委員会の役割だと思いましたが、この試みはすごくいいと思いましたが、これからも続けていただきたいとすごく感じました。

私も周りの友達を巻き込んで懸命にいろいろな評価を書かせていただいたのですが、やはり形式的な評価ではなく、内容で評価したほうがいいのではないかとこのころが結構ありました。

研修の回数だったり、参加した人数という形式的な評価ではなく、参加した人たちがどれだけ満足したか、どれだけ役に立ったかというアンケートも取られていらっしゃるの、そういう中身を評価軸にしたら、もっと説得力のある報告になるのではないかと感じました。

辛口だったらすみません。あとは、視覚障害者の数が少なくなっているのは大変よいことだと思うのですが、総合支援計画の中では結構、マイナーで寂しいなと感じました。

(平野委員長)

ありがとうございました。それでは今川委員どうでしょうか。お願いします。

(今川委員)

公募委員の今川です。

前回、市民会議にも初めて出させていただいたのですがけれども、事業番号 79 番も福祉避難場所指定数に関して、平成 27 年度、平成 28 年度と総合評価がDのままで、結局、先ほどのお話でも「ただ今調整中です。」と言っているように、本年度が始まって、4月、5月、6月でもう7月も半ばを過ぎてしまっている状況で「調整中」ということは、もう既に現段階でDが付く可能性が高いというか。

例えば、平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度で、こういうことが同じD評価の中でも進展してきました。他の事業番号でC評価が続いているところでも、この事業番号の内容に関しては、これだけのことがBに近付いています、Cに近付いていますという具体的な内容を、他の市民会議に出ている方は、特に障害者の方は知りたかったようで、ひたすらCが続いている、Dが続いているという評価を見て、では、結局何に取り組んでいるのですかということを知りたい方が多かったです。少しでも前進している内容を一般的な方に周知していただけたら、不安材料も減ると思いますし、前向きに物事を考えていくこともできると思うのです。

ただ単にずっと評価がCやDということに関して、本当に取り組んでいるのですかと思ってしまうのが一般的な考えというか、そういう印象をととても受けたのです。

大変かもしれませんが、本当に1つでも2つでも進めることがあるのですと

いうことを周知していただけたら、もっと話がいい方向に行くのではないかと感じました。

(平野委員長)

はい、ありがとうございました。

まだたくさんご意見があると思うのですけれども、引き続き議論していただきたいと思います。ここでお願いしたいことは、横島委員さんなど、いろいろな意見がでましたが、今出た意見を、それぞれ関係課にもお伝えしていただきたいと思います。

岡田委員さんから課題を見出すという発言がありました。これについては、今後、この委員会としてどう作っていくのかについては、また議論していきたいと思います。今回初めて委員の声というのを含めたのは、これも一歩前進ですが、まだ試行錯誤の段階で、さらに課題が見える評価をしていきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

では次に、障害者総合支援計画の素案について、事務局よりお願いします。

(事務局)

それでは、議題の3点目、次期障害者総合支援計画素案について説明いたします。

まず、素案の説明に入る前に、次期障害者総合支援計画の策定に係るこれまでの動きと、今後の流れについて説明させていただきます。

「資料1 次期障害者総合支援計画策定の工程について」をご覧ください。

次期計画の策定につきましては、昨年度からこの障害者政策委員会においてご審議いただきながら、進めてまいりました。今年度は、昨年度の障害者政策委員会においてご審議いただきました「次期計画の体系案」を計画の骨子とし、その後、骨子に肉付けするかたちで、計画の素案のたたき台を事務局にて作成いたしました。

素案の作成に当たっては、障害者政策委員会委員によるワーキンググループを2回ほど開催し、ご意見を頂戴しながら進めてまいりました。ワーキングに参加していただきました委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、誠にありがとうございました。この場をお借りしまして御礼申し上げます。

ワーキンググループにおける状況についてご説明させていただきます。

まず、5月31日に第1回目のワーキンググループを開催いたしました。このワーキングでは、骨子案についての説明、事務局における作業の進捗状況の報告を行ったほか、現行計画の実施状況や課題についてご意見をお伺いしたところでございます。また、昨年度実施した計画策定のためのアンケートについての感想やご意見等を自由にご議論いただき、今後のスケジュールなどについて確認をいたしました。

2回目のワーキンググループは6月28日に開催いたしました。事務局の作業の遅れなどの理由から必ずしも十分な資料をご用意できず、至らない点もございましたが、

素案の各論部分及び現行計画の平成 28 年度達成状況報告書について、ご説明させていただきました。委員の皆様からは様々な事業の成果指標や目標の設定について具体的なご指摘をいただきました。

こうしたワーキンググループでのご意見のほか、先月、6月30日に開催しました市民会議におきましても、現行計画の平成 28 年度達成状況報告書をもとに、計画に掲げる各事業についてのご意見を頂戴したところでございます。

以上を踏まえまして、事務局で素案（案）を作成いたしました。

今後は、本日のご審議を踏まえ、事務局において修正作業を行い、10月にパブリックコメントの実施を予定しております。

このパブリックコメントを踏まえ、事務局において修正を行い、12月に第3回目のワーキングを開催させていただきたいと考えております。また、並行して「市民会議」や「自立支援協議会」などにおいて、ご意見をいただきながら、来年1月の政策委員会を開催させていただき、計画案をご審議いただく予定でございます。

そして、来年2月には計画を策定し、3月に本年度最後の政策委員会を開催させていただき、そのご報告をさせていただきたいと考えております。

政策委員会やワーキングの開催予定でございますが、第3回ワーキンググループが平成 29 年 12 月予定、第2回障害者政策委員会が平成 30 年 1 月 23 日（火）、第3回障害者政策委員会が平成 30 年 3 月 19 日（月）開催予定となっております。

スケジュールの説明は以上でございます。

続きまして、次期計画の素案についてご説明させていただきます。

資料5をご覧ください。こちらにつきましては事前に委員の皆様へ送付しておりますが、相当のページ数になっておりますので、本日はその概要についてご説明させていただきます。ご説明に当たっては素案の中のページを申し上げて説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日配布しております素案（案）につきましては、皆様に事前送付したのから、一部修正をしております。ページ等については変更ございませんが、誤植等につきまして、修正させていただいたものです。

この計画は大きく、3つの章立てで構成しております。第1章が総論、第2章は各論として各事業を掲載し、第3章は第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画として、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画としての内容を掲載してございます。

それでは、3ページをお願いいたします。計画策定の趣旨として、「さいたま市誰もが共に暮らすための権利の擁護等に関する条例」、いわゆるノーマライゼーション条例の制定と、その条例の理念のもと、障害福祉施策を取り組んでいるということと、その後の法整備の状況、特に、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念のもと、地

域共生社会の実現が求められていること、などを紹介しております。

続きまして、4ページをお願いいたします。(2)計画の位置付けでございますが、国の法律や県の計画とさいたま市における計画との関連を図で示したものでございます。

5ページをお願いいたします。計画の位置付けでございますが、これまで、本計画は、市町村障害者計画、市町村障害福祉計画、ノーマライゼーション条例の3つにより位置付けられた計画でございましたが、昨年度の児童福祉法の改正に伴い、③となりますが、新たに「市町村障害児福祉計画」としての位置づけをもつものと説明しております。

また、①の障害者基本法に基づく計画としては、国の障害者基本計画等を基本とすることとされております。国の障害者基本計画につきましては、現在、国の政策委員会において、審議が行われております。本日は、資料3の「障害者基本計画(第4次)骨格案」を参考としてお配りしております。

それから、②の障害者総合支援法に基づく計画としては、国の基本指針に即すこととされております。この国の基本指針につきましては、資料2としてその概要を参考としてお配りしております。内容の説明についてはお時間の都合上、割愛させていただきますが、国の計画や基本指針を基本として、この素案(案)を作成しているところでございます。

6ページをお願いいたします。(3)計画の期間のご説明でございます。

次期計画の期間は、平成30年度から平成32年度までとしております。

次に7ページ、8ページにわたりますが、(4)計画策定の視点でございます。現行計画の3つの視点を踏襲し、引き続き計画策定の基本姿勢としていくものです。

9ページをお願いします。(5)障害者施策の推進体制として、この障害者政策委員会と市民会議とさいたま市の関係を示した図でございます。

また、本計画におけるPDCAサイクルについて、新たに記載しております。これは、本計画を策定し、計画に掲げる事業を実施した後、先ほどご説明しましたが、障害者政策委員会の委員の皆様等から達成状況報告書等へのご意見をいただくことを通じて、事業の見直しに役立てていくマネジメントサイクルを明記するものでございます。

10ページをお願いいたします。2.前期計画、つまり現計画の推進状況でございますが、計画事業全体の評価として、概ね適切に実施されているものの、一部の事業に課題があり、必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。

ワーキンググループにおいても多くのご意見をいただきましたが、主な点としましては、次期計画の終期が2020年となりますが、10ページ①「2020東京オリンピック・パラリンピックを見据えたノーマライゼーションの普及啓発」、また、11ページ③「成年後見制度の利用者がメリットを実感できるような制度・運用の改善」、

12 ページ④「障害の特性や当事者の態様に応じた相談支援体制の拡充」、13 ページ②「各障害特性に合わせた就労支援」などでございます。

15 ページをお願いいたします。第4期障害福祉計画の進捗状況でございます。これは現行計画の第3章に記載されている部分になりまして、平成27年度から平成29年度までの計画期間のうち、平成29年度の目標値に対して、平成28年度までの進捗状況でございます。23ページにかけて記載しております。

24 ページをお願いいたします。障害者（児）をめぐる状況として、24ページは身体障害者手帳所持者数、26ページは療育手帳所持者数、27ページは精神障害者手帳所持者数、28ページは自立支援医療利用者数の推移でございます。

29 ページをご覧ください。昨年度、今回の計画策定に先駆けて、障害のある方へのアンケート調査を実施したところです。ここでは、アンケート調査から見えた障害者児の状況ということで、今回障害種別ごとに行った調査について、それぞれの生活の状況や日常生活・介助などの特徴や傾向を記載しております。

40 ページをご覧ください。「3. 誰もが共に暮らすため市民会議」での意見として、昨年度、次期障害者総合支援計画の策定に向けて、話し合いを行っていただきましたので主な意見をテーマごとにまとめた内容を記載いたしました。

44 ページをお願いいたします。「4. 障害者福祉をめぐる動向」ということで、(1) 障害者差別解消法の施行、(2) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、(3) 発達障害者支援法の改正等、近年の障害福祉施策の動向を記載したほか、45ページには、ここ、おおよそ10年の障害福祉施策の動向を表にして説明させていただいております。

46 ページは基本方針、それから、4つの基本目標でございます。これらも現行計画に引き続き継承するものでございます。

49 ページは計画の体系でございます。

50 ページをお願いいたします。各論になりますが、個別事業として88の事業を掲載しております。先ほどご説明いたしましたとおり、現行計画では86事業となっておりますので、各事業の成果指標や目標等の見直しは行っておりますが、数といたしましては同程度の事業数を予定しております。

また、こちらに掲載しておりませんが、実施をする事業も多くございます。法令で定められている事業、市の他の計画に位置付けられている事業など、実施が担保されている事業がほとんどでございますので、念のため申し上げます。

それでは59ページからの各論について、ご説明いたします。事業は88事業ございますので、主な事業を中心に要点のみご説明いたします。まず、施策の概要を記載し、その後に実施事業の説明、そして事業の達成度をはかる成果指標を記載しております。成果指標については1事業に複数の指標を掲げたものもございまして、指標を掲げることがないものなどについては指標を設定していないものもございまして。なお、

事業の左側に黒い星印があるものは重点的に取り組む事業になります。

まず、59 ページ、基本目標 1 の基本施策（1）でございますが、ノーマライゼーションの理念の理解を深めるため、その普及啓発活動や市民会議などを引き続き実施してまいります。アンケート結果にもありましたが、ノーマライゼーション条例の認知度はまだまだ低いというのが現状でございます。また、市民会議のあり方等についても多くのご意見いただいております。

こうしたご意見を踏まえ、成果指標や事業の実施手法の見直しを行い、障害者の権利の擁護の推進を図ってまいりたいと考えております。

62 ページをお願いいたします。基本施策（2）及び基本施策（3）は、これまで一本化されていた「差別」と「虐待」を分けて、それぞれ重点的に取り組みを進めるものでございます。

65 ページをお願いいたします。基本施策（4）は成年後見制度の利用の支援に関する事業でございます。

66 ページをお願いいたします。基本目標 2 の基本施策（1）でございます。「ライフステージを通じた切れ目のない支援」として、福祉分野、子ども分野、教育分野と、様々な部門が事業を実施しますが、相互に連携を図ることで、切れ目のない支援を行う体制を構築してまいります。

69 ページをお願いいたします。基本施策（2）は「障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援」でございます。こちらは、居宅サービスや移動支援事業など障害者総合支援法に基づく各種サービスを含み、最もボリュームのある項目でございます。

特に新たな取組として、70 ページの「⑦精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」でございますが、現在、国会でも審議されております、精神保健福祉法の改正等を踏まえて、精神障害のある方の支援体制の構築を図るものでございます。

また、拡充するものとして、71 ページ、高次脳機能障害の相談支援体制の強化、発達障害者（児）に対する支援の充実を図ってまいります。

74 ページをお願いいたします。基本施策（3）「障害者の居住場所の確保」でございます。居住場所といたしましては、市民会議をはじめ、福祉団体等からも、グループホームの整備についてご意見をいただいております。さいたま市におきましても、グループホームの整備は課題として認識しており、次期計画におきましても、グループホームの設置を推進してまいります。

76 ページをお願いいたします。基本施策（4）「相談支援体制の充実」でございます。「地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実」を図るほか、障害者生活支援センターをはじめ、各種相談機関の充実を図ってまいります。

80 ページをお願いいたします。基本施策（5）「人材の育成」でございます。ここでは、手話通訳者等の養成や、職員や教職員に対する各種研修についての取り組むほ

か、新たに、81 ページの「⑧地域とのネットワークを活用した人材育成」として、区役所の取組を掲載してまいります。

83 ページから「基本目標 3 自立と社会参加の仕組みづくり」に入ります。

基本施策（1）「意思疎通を図ることに支障がある障害者に対する施策」として、情報アクセスの整備と意思疎通のために必要な配慮を行います。

85 ページ、基本施策（2）「障害者の就労支援」をお願いいたします。

就労につきましては、障害者総合支援センターを拠点とした就労支援に引き続き取り組むほか、各事業につきましても、成果指標に対して、更に推進すべく目標を設定して就労支援を実施してまいります。

87 ページをお願いいたします。基本施策（3）「バリアフリー空間の整備」につきましては、バリアフリーとともに、ユニバーサルデザインの推進について、ハードとソフトの両面から取組を推進してまいります。

89 ページをお願いいたします。「外出や移動の支援」でございます。福祉タクシー利用料金助成事業や自動車燃料費助成事業の実施をはじめ、現行計画に引き続き各事業を推進してまいります。

91 ページをお願いいたします。「文化・スポーツ活動の促進」でございます。新たな取組として、「①さいたまスポーツフェスティバル開催事業」を掲載しております。2020年東京オリンピック・パラリンピックへの関心を高め、機運の醸成を図るとともに、障害者スポーツの振興を図ってまいります。また、こうした機会をとらえまして、ノーマライゼーション条例の周知啓発にも併せて取り組んでまいりたいと考えております。

次に94 ページ「基本目標 4 障害者の危機対策」でございます。

まず、基本施策（1）「防災対策の推進」として、避難行動要支援者名簿の整備や避難場所の整備を進めてまいります。

現行計画において、特にこの防災対策については、計画に遅れが生じており、市民会議をはじめ、多くのご意見をいただいている項目でもございます。

今年度、遅れを挽回し、次期計画では、防災の対応力の向上をはかることができるようその対策を進めてまいります。

96 ページは「緊急時等の対策」として、緊急時や消費者トラブルの支援に関する施策を取りまとめたものでございます。

101 ページをお願いいたします。第3章は「第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」でございます。

こちらは、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針に即して定める目標数値でございます。本計画から、新たに、障害児福祉計画としての位置づけをもっております。

まず、数値目標として、「(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行」や「(2)

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」など5項目について、目標を設定しております。

こちらにつきましては、さいたま市の地域自立支援協議会においてもご意見を伺ってまいります。

108ページ以降につきましては、障害福祉サービスごとの見込量と確保方策等について記載しております。

こちらにつきましては、時間の都合上、割愛させていただきます。

また、本日の素案ではお示しできませんが、巻末には参考として条例等の資料も掲載する予定でございます。

説明は以上となりますが、いくつかご留意していただきたい点がございます。

4ページに計画の位置づけに戻りますが、本年度は、市の上位計画である「さいたま市総合振興計画」をはじめ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画も同じく改訂の年であり、ここに掲載はされていませんが、さいたま市長清水勇人のマニフェストである「しあわせ倍増プラン」についても今後策定される見込みでございます。この障害者総合支援計画に掲載されている事業につきましては、これらの計画、プランと関連する事業が多くございます。この素案（案）には、現段階で各事業の成果指標や目標を設定しておりますが、委員の皆様のご意見を踏まえ、内容を修正するほか、今後、他の計画、プランの審議の過程で内容の修正があることも予想されますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

なお、計画の素案自体の完成度が必ずしも十分ではないところもございますことから、今後事務局において細部について精査、修正を行わせていただきたいと思います。当然のことながら、全体の方向性等を変更するものではございません。

また、この素案（案）は相当のページ数がございますので、本日の限られた時間内で、すべての委員から必ずしも十分なお意見を頂けない可能性もございます。また、後日、気になる点なども出てくるのではないかと思います。

そこで、お配りしたこちらの様式に、本日発言できなかった素案に対する意見等を後日記載して提出いただければ、と考えております。とりあえずの期限は7月31日までとさせていただきますと思います。この期限は素案に対するもので、計画に対する意見については、策定までの間随時お寄せいただくことは可能でございます。

様式については、これによらずとも任意の様式で結構でございます。メール、ファックス等で障害政策課にお送りいただければと思います。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(平野委員長)

はい、ありがとうございました。

まず、最初に資料1を見ていただけますでしょうか。

1つは、ワーキンググループや、市民会議での意見を踏まえて、今回の素案を作って頂きました。

それから、10月にパブリックコメントで市民全体に見てもらって、その結果を受けて12月にワーキングと市民会議で検討し、それを踏まえて、完成させるという日程になっています。できるだけ、市民の方に参加してもらおうという形をとっております。

それから次に冊子のほうです。資料5を見ていただきたいのですが、この6ページに、障害者計画は国の障害者基本法に基づくもので、今回、障害者基本計画の見直しがされており、それが資料3の骨格案です。これに基づいて、今回PDCAサイクルとかそういったものが入っております。

それから、障害福祉計画に関していうと、資料2で国の基本指針と成果目標が示されており、それに基づき数値目標を設定します。さらに、今計画においては、新たに「障害児福祉計画」としての位置づけをもつものとなっております。

24ページ目から障害者の概要が出ているのですが、26、27ページ、これは今回の障害児福祉計画が加わったということで、18歳未満が何人いるかという数を記載してあります。こういうところで既に変化が出ています。

それから、アンケートのところで、30、31ページ。これはアンケートの結果を、もっといろいろと聞きたいということで、31ページでは今後暮らしたい場所で、現在と違う場所、これをさらにどこで暮らしたいかという結果を、委員の意見をもとにして、掲載しています。

それから33ページの相談できない理由、委員の意見で、相談できない理由をもっと詳しく分かったほうが良いということで、データにして見えるようにしている。こういう形で、前回の提言によって一部見やすくするというのも入れています。

また、障害や病気を持っている人が周囲に伝えられない理由、これも皆さま方が具体的に知りたいということのようでしたので、表を掲載しています。

それでは、ここでワーキングチームからのご報告を、斎藤委員よりお願いします。

(斎藤委員)

鴻沼福祉会の斎藤です。

ワーキングチームの概要については、先ほど事務局からご説明いただいたとおりです。素案骨子というか、骨子案のところについては本当に柱立てだったので、参加された方の具体的な現状とか実情や、まだまだカバーし切れていない障害でのご家族の置かれている現状等が出されたかと思えます。

例えば、事業所の整備などについても、地域の現在の偏在の問題やニーズとかみ合っていないという課題が出ましたし、成年後見制度の利用支援についても、そもそも

の捉え方も含めて議論を煮詰めなければならないというような課題もありました。あるいは移動支援に関わって、タクシー券について所得の制限よりもニーズ本位でなければならないのではないかというご意見。そういう意味では一つ一つの施策の中身をもっと詰めていかなければならないという話題がたくさん出されたのが特徴的だったと思います。

2回目のワーキンググループでは、達成状況の評価にウエイトが置かれたので、やはり評価するためにもどこを目指していくから今こうなのだという捉え方の共通認識をつくっていかないと、評価基準がまちまちになってしまうのではないかと、また、評価のベースとなる「みんなで目指していくもの」というそもそも論の議論もありました。

あとは、個別の課題では65歳を超えたところでの具体的な困難な問題なども出されていきましたので、膨大な施策でカバーする中身の一つ一つのもっと詰めた議論がさらに必要ではないかという感想を持った次第です。

(平野委員長)

はい、それでは、自立支援協議会について、遅塚委員からお願いします。

(遅塚委員)

はい、7月12日に自立支援協議会が開かれました。その時には障害者の相談支援部会を新しく設置することと、計画案に関する部分の話し合いが行われました。今、ご説明にもありましたとおり、3章以降、資料でいうと101ページ以降が主な内容になります。障害者総合支援法に基づくサービスの部分については、自立支援協議会に意見を求めるということで進められました。

これを見てみますと、成果指標や数値目標、見込量などいろいろ出てくるのですが、当日、1つ確認されたのは、見込量がいろいろ出てきますが、見込量というのは今までの実績に基づいたあくまで予測、見込であることが分かりました。

例えば、102ページで意見が1つ出ましたのが、精神科病院を今後1年以内に退院する人を90%以上にしようという目標が出ていますけれども、これは実績値で92.2%、実績より低い目標はいかかなものかななどの意見が出てまいりました。

ただ、これは非常にたくさん項目のあるものなので、とても当日の話し合いでは終わらないので、各委員からメール等で引き続き意見を求める形にしてくださいというお願いをして、終わっています。以上です。

(平野委員長)

ありがとうございました。

これ以外にワーキングに参加された委員の中から、ご意見、ご質問等はごまかせ

んか。あるいはこれ以外でも結構です。どうぞ。荒井委員。

(荒井委員)

はい、公募委員の荒井です。かいつまんで3点申し上げたいと思います。他の障害のことは詳しく分からないので、視覚障害に限定して発言をしてよろしいでしょうか。

(平野委員長)

はい、どうぞ。

(荒井委員)

はい、ありがとうございます。

この総合支援計画を拝見したのですが、率直に次の3つのことを感じました。

まず1点目、1980年代の措置制度でICTの活用が一般化されていない時代を前提にされて、いろいろな計画が策定されているのではないかという感触を持ちました。今は2017年なので、2017年の実態を基に計画を策定する必要があります。必要があるというより、しなければならぬと思います。2017年度の状況の把握が急務なのではないかと思いました。

2点目です。情報アクセシビリティやICTがすっぽりと抜け落ちてしまっていると感じました。ICTの活用はアクセシビリティを確保すれば、障害のある人にもない人にも、とても有効で便利なツールだと思います。まさにユニバーサルデザインの視点でこれを有効活用しない手はないのではないかと感じました。

3点目なのですが、障害を理由とする差別の解消に、ぜひ補助犬への理解と差別的取り扱いの解消を入れていただきたいと思います。今年の6月1日現在の数字なのですけれども、日本全国での盲導犬稼働数が951頭なのです。このように数が少ないのでアンケートを取ってもこれらの人たちのニーズはなかなか出てきにくいと思いますが、さまざまな新聞等でも差別事例がたくさん出ていたり、拒否された経験がある人がこれだけのパーセンテージいましたというたくさんエビデンスがあります。

また、2020年のオリンピック・パラリンピックに向けて、さいたま市はオリパラ協力都市ですので、この点でも取り組みが必要です。日本は世界有数の狂犬病を撲滅した国なのです。よって補助犬法で定める「補助犬」の定義も、諸外国とは異なり、かなり厳しい要件があります。オリパラでは、日本の法律で定める「補助犬」に準ずる犬のみが、受け入れ可能となります。受け入れにも厳しい規制や手続きがあります。たくさん補助犬が日本に入ってくることは考えにくいと思います。

ただし、厳しい手続きを経て日本に来たのに、差別的取り扱いを受けることになってしまうと紛争にもなりかねないことになってしまうと思います。こういう面でもぜひ補助犬法の周知と差別的取り扱いの禁止を計画の「障害による差別的取り扱いの解

消」の部分に入れていただければと感じました。

私は、これだけの提言をしたのですから、提言のしっ放しということは全く考えていません。ここにいらっしゃる委員や事務局の方々と一緒に汗を流す覚悟でこの場にいます。

まず 2017 年の実態把握なのですが、所沢にある国立リハビリテーションセンターで実態把握をなさってはいかがでしょうか。ご用命いただければ、しかるべき所を通してご紹介しますし、橋渡しもいたしますし、私のような者でよろしければ、一緒にしても構いません。ぜひ 2017 年の実態把握をしていただきたいというのが、今日一番申し上げたかったことです。

(平野委員長)

はい、ありがとうございます。

今、頂いたことは事務局で持ち帰っていただいて。

どうですか。2 番目のことに関していうと、アクセシビリティに関しては、障害者基本計画、国の計画ですけれども、資料 3 の 3 ページにも「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」ということで指摘されています。今後の柱となっていくものだと思います。はい、他はいかがでしょう。

(高濱委員)

今、荒井さんの意見に全面賛成ですが、ICT の部分がすっぽり抜けているところが、その前の会議でも言いましたけれども、やはりいろいろと防災の部分でも、昭和の感覚で、今や音を立てて状況が変わっていて、大革命が来ています。なにもかもがスマホでオールインワンでできる時代になってきています。さいたま市でもアプリ等を開発して、大震災の時でも、親は、そのアプリを使って、この子の食料はここで手に入れればいいし、この子に必要な薬はこの近くでは配られていない、この薬局にはありますよということは一遍に分かるものをつくらなければいけない時代です。例えば、親が亡くなったとしても、そのアプリに登録しておけば、わが子はこういう食べさせ方をすればよいだとかの情報がすべて残っている。そういうものを作らなければいけない、これが 2018 年以降の次期計画において、ICT に関するところで 1 章分を作るべき、これによってどれぐらい変えられるかということを考えるべきだし、考えなければ話にならないので、そこは強く言っておきたいと思います。

(遅塚委員)

社会福祉士会の遅塚です。

各論についてはいろいろあるのですが、後で紙を出すことになっているので、全体についてのお願ひだけ 1 点申し上げます。

今回の成果指標について、先ほどの荒井委員のご発言にもありましたけれども、成果の部分が会議を何回開催しますなど、そういう部分が結構あったのが今回の案ではだいぶ改善されていて評価できると思います。

61 ページをご覧になっていただけると、例えば「誰もが共に暮らすための市民会議」という参加者の満足度が成果指標になっていますが、前回の計画では参加人数が成果指標になっていました。何人が参加したということよりも、どのくらいの方がご満足されたかということで指標を変えられています。その下の項目も同様です。

そういう具合にいろいろな方からの意見を入れて成果指標の見直しをされたことは非常に評価できると思うのですが、残念ながら、同じような評価指標のままの項目がたくさんあります。

そもそも計画というのは、現状の評価があって、あるべき市の形という理想があって、それをどう埋めていくかが本来の計画だと思います。そうなりますと、プロセスがきちんと進んでいるかどうかをチェックするための指標が本来出てくるのですが、申し訳ないのですが、例えば講演会を3回開きますというのが指標というのは、多分指標にはならないかと思います。

例えば、7番と8番は開催回数が3回や2回になっています。ちなみに、8番は多分《こころの健康センター》ではなく《精神保健課》の誤植ではないかと思いますが、こういう評価はあまり成果指標としてふさわしくないと思います。

どうも、障害政策課や障害支援課ではない他の部局や出先機関にあまり意味のない成果指標がそのまま残っているように思いますので、ぜひ障害政策課がリーダーシップをとって、関係各課にしっかりとあるべき形がチェックできる指標をもう一回考えてもらうようにご指示していただければありがたいと思います。以上です。

(平野委員長)

はい、ありがとうございます。他にどうでしょうか。滝澤委員。

(滝澤委員)

埼玉消費者被害をなくす会の滝澤です。

全体像のところで、今の遅塚委員の意見に全くそのとおりという思いです。

市民会議に出ていた意見を少しだけ代弁しますと、平成29年度が終わり、平成30年3月からの素案の中の定量的な置き方もたくさん障害政策課でも議論を重ねているのだと思うのですが、市民感覚とすると、この定量的な数字がありがたい姿、本来そのことによって福祉的にも障害者の方々を囲む部分にどれだけのことが機能しているかが分からないと、それはただの数字でしかないということなのです。

ずっと議論が出ていますけれども、その数字を出されてきた背景は、かなり難しい、根拠が分からなかったり、統計学上とか地域の偏在とかいろいろとあるかと思うので

すが、せっかく市民会議をこれだけ重ねてきた中で言えば、定量的な部分に関しても示し方を作っていないと、先ほど荒井委員もおっしゃっていましたが、健常者であれ障害者であれ一緒に作っていきましょうといったときに、その中身が分かっていないとなかなか参加する感覚にもなれません。

特に私たちも一緒に施策を動かしていきたいと思ったときに、まだ間に合うのであれば、ぜひそういう作り方を一考いただいて、その数字の根拠を示してほしい。市民会議に出ていることで分かりやすかったのが、さいたま市民を分母とした場合、ノーマライゼーション条例をこれだけの人が知っているということであれば、その後ろにいる方たちにも届いているはずであろうという数、できる範囲で構わないとは思いますが、そういう考え方をできるところから作っていただければと思っています。

(平野委員長)

まだご発言がない方のご意見を聞きたいのですけれども、斎藤委員、ございますか。

(斎藤委員)

確認が1つと要望が1点です。

確認なのですけれども、施策の項目数をあまり増やさないで2点だけ増やしたというお話ですが、増やしたのは、スポーツフェスティバルの開催と地域とのネットワークを活用した人材育成の2項目でよろしいのでしょうか。そこを確認させていただきたいということです。

それから、毎回、計画策定のアンケートの時に、事業所の調査を必ずしているのですけれども、事業所の調査結果の概要が報告書にいつも載らないのです。事業所の状況は、今は人材育成どころではなく、人材確保、待遇というところで疲弊していますので、障害のある方たちを支える事業所の基盤が揺らいでしまうと大変危機的な状況になると思っています。それは、事業所のアンケート結果でもくっきりと出ていますので、1ページだけでもいいので事業所アンケート結果をこの報告書に入れていただいて次期の計画の議論の素材にしてほしいと思います。

(平野委員長)

確認の点だけよろしいですか。

(事務局)

新規の事業なのですが、事業自体の入れ替え、今ある事業がなくなっている事業もあります。項目自体を見直してさらに追加した部分もありますので、2事業だけ増えたということではないです。

正確には、いろいろ増えたり減ったり項目を入れ替えたりという中で、最終的に今のところ 88 事業になっている状況です。

(平野委員長)

はい、それでは委員皆さんの意見をいただきたいと思います。では、小島委員さん。

(小島委員)

埼玉親の会「麦」の小島です。

遅塚委員と滝澤委員から出た意見と同じようなことを考えていました。

平成 28 年度までの成果の評価をする際にも、目標の数字の意味が何を基に達成目標ができたかがすごく分かりにくくて、それを達成したから B なのか、達成できなかったから C なのかと単純に評価できないので、その点は評価の仕方が少しおかしいのではないかという意見を出させていただきました。計画についても、同じように目標とした数字はどういうものなのかを、分かりやすくしていただけるとうれしいと思いました。

細かいことを言って申し訳ないのですけれども、療育センターひまわりとさくら草の利用人数の目標の数字を、前回、ワーキングの時にも少し触れたのですけれども、目標数値を既に達成しているのにもかかわらず、まだ診察が数か月待ちという状態なのにもかかわらず、今までと同じ数値目標がまた 3 年間続くのはどうしても納得がいかないで、その点はどうしてもその数字なのかを強く感じた部分です。

(平野委員長)

ありがとうございます。質問に対する説明は後にしまして、次に、長岡委員どうぞ。

(長岡委員)

障害者支援施設の「どうかん」の長岡と申します。

2 点ありまして、1 点目は 14 ページの基本目標 4 の障害者の危機対策で、①が「防犯対策」となっているのですけれども、これは多分後半のほうでは「防災」だと思うのです。私も緊急時等の対策のところ、疑問に思ったのは、障害のある方が地域で暮らしていく中で緊急時があった時に、この対策だけでいいのかな。

昨年、相模原の事件などがありまして、自分の地域で、岩槻区なのですけれども、岩槻区で療育関係機関などの関係者の方と話をしていて、警察や消防や関係機関との連携だけでもすごく大きな壁がありますし、地域の自治会の皆さんを交えて話す会でもすごく壁を感じたりというところがあります。

少し回りくどい言い方ですみません。さいたま市の計画なので、さいたま市でないと書けない計画というのは、先程の遅塚委員のお話でもありましたが、縦割りの部分

を超えて連携の部分ももっときちんと見えてこないと少し寂しいというのは正直あります。

もう一つ、81 ページのネットワークを活用した人材育成ということで、岩槻区での取組、これは私どもの法人で受託している、相談支援にも関わらせていただいて取り組んでいるネットワークを活用した会議のことなのだと思うのですけれども、もともとが顔の見えるネットワーク会議ということで、支援センターで始めて、その後、岩槻区の事業にさせていただいた経緯があるのですけれども、障害の裏にあるというのは、資源の数が十分に足りていないところがあって、そこを越えるといいますか、ネットワークで足りない資源の部分を補完したいところも出発当初はあったかと思えます。

冒頭の文章で地域共生社会の話などがあって、多分、国も全く同じで障害の分野だけではないところで足りない機能を地域で丸ごとカバーしていこうという方策の中で、こういう区ごとの取組などにも焦点を当てていただいたところは、自分たちの取り組みだったもので、ありがたいというか、うれしいです。

もう一つは、ネットワークを活用した連携をキーワードにした取り組みなども見るといいのかなと少し思ったところです。すみません。長くなりました。

(平野委員長)

続いて労働関係、河崎委員と鈴木委員お願いします。

(河崎委員)

埼玉県障害者雇用サポートセンターの河崎です。

数字の見方が間違っていたら教えていただきたいのですが、就労支援のところで、昨年までの実績で199名ということだったのです。計画素案(案)の86ページです。昨年の実績が約200名だったのですが、平成30年度、平成31年度は900名、950名、1,000名となっているのですが、4.5倍から5倍になっているのですが、本年度、平成28年度が約200名の方の就労実績で4.5倍ぐらいになっているので、これはかなり大変ではないのかなと率直なところで思ったのが1点あります。

それから、前回の政策委員会でも少し意見を述べさせていただいたのですが、障害者の方の定着が非常に大事になってきます。定着にはどうしてもマンパワーが欠かせないということで就労支援のスタッフの増員といったものも考えていただければと思います。

(平野委員長)

確認事項の回答をお願いします。どうぞ。

(事務局)

障害者総合支援センターの山口と申します。

今、ご指摘いただいた数字なのですけれども、前回の計画までが、その年度で新たに就職をした方ということで数字の目標を立てていたのですが、本年度の計画につきましては就労している数ということで、定着を含めた就労数を目標としていますので、大幅に数字が増えています。

(平野委員長)

累積の数ということですか。

(事務局)

そうです。累積で現在就労している方の数を、次期計画では出ささせていただいて、現行の計画は新たに就職をした方の人数でした。

(平野委員長)

では、横島委員。

(横島委員)

だいぶ前から疑問に思っていたことがありました。36 ページの情報についてなのですが、表の中に、身体障害者、知的障害者、精神障害者ということでカテゴリーがあると思うのですけれども、聴覚障害者というカテゴリーはここにはありません。

埼玉県労働局と県の立場で交渉したのですが、その際に、雇用率の中で身体障害者は低いところがあって、そこに対して聴覚障害者の割合はどういう話なのかという説明を聞いたのですけれども、身体障害者という言い方に身体に関係する全ての障害が含まれていますという説明でした。障害特性がありますので、はっきりと数を知りたいと思って聞いているのですけれども、その辺りまでは国の制度があるので身体障害者で一くくりなのですというところでは言われました。別に今疑問に思ったわけではなくて以前から思っていたことなのです。

身体障害者というカテゴリーの中に、例えば「問い合わせ先の情報にファクス番号やメールアドレスの記載がない」というところがあります。市報等についてファクス番号も全て載っていればこういう問題はないわけなのですが、実際には載っていないことがほとんどです。

この2.8%は、聞こえる方々はそのようなことは気にしていないだろうと思いますので、あまり出てこないと思うのです。

今回、追加資料で皆さんに配らせていただきました1枚の資料があります。当協会

で出させていただいた資料なのですけれども、こちらは、ファクス番号がなかった事例です。行きたいと思っても問い合わせ先がないのは自分たちの障害の特性なのです。これは情報障害と言われているゆえんなのです。ですので、この障害に関してはこれがどれぐらいのパーセンテージなのかという辺りはぜひ知りたいと思っています。

(平野委員長)

アンケートの集計結果については、障害種別ごとの細かい統計もあるということで、それを知りたいというご意見です。スペース的な問題もあり、すべての障害種別ごとの統計を計画に載せるのはどうかということはあると思いますが、発言の趣旨としては理解できます。

では、引き続き、鈴木委員。

(鈴木委員)

埼玉労働局の鈴木です。

私からは、今日の全体を通しての意見ということでお話しさせていただきたいと思っています。

まずは目標に対する評価の関係ですけれども、この点は、評価についてはどうしてもまず数字があって、これに対しての評価に大体なっていくところが多いです。その中でもやはりA、B、C、Dという評価の中で、2年続けてCやDという評価については、どうしても数字をつくるに当たって難しいところがあったとは思いますが、これまで意見があったとおり、その中でも1つでも2つでも前進できるものになっていけばいいかと思えます。そのところを、今後目標を立てる時に、前進できるものを目標にしていただければと思います。

また、労働局も障害者雇用を進めているわけなのですけれども、その中で、今年度、来年度に向けて精神障害者の雇用について、毎年、精神障害者や発達障害者の方の就職件数が増えてきている状況になっています。その中で、企業さんが雇用するに当たって、平成30年、来年4月1日から障害者雇用率が上がることになっています。

その中で、精神障害の方も、発達障害の方も採用が多くなってきているということで、一番大事なところは、職場で一般の従業員の方々に、こういう障害のある方がどういう症状なのか、その辺を十分に分かってもらうために、この秋から精神障害者のための養成講座を計画しています。養成講座がどういうものかといいますと、事業所の方、特に事業所の中の一般の従業員の方を対象にして集まらせていただいて、労働局でセミナーを開いていくことをやっていきたいと思っています。こういうことをやらないと、一般の従業員の方に精神障害者・発達障害者の障害特性等を分かっていたかかないと、定着、または少しでも長く勤めてもらうことはなかなか厳しいというところもありますので、労働局で今考えているところです。

(平野委員長)

はい、横島委員、今の鈴木委員さんの関係ですか。それでは、どうぞ。

(横島委員)

鈴木委員さんのお話の中に、障害者の雇用の中で精神障害者や知的障害者を雇用するというお話があったと思うのですけれども、そこに対して、他の障害、特に聴覚障害に関してはどのようにお考えですか。

(鈴木委員)

障害のある方全てに対して雇用の推進をしているわけですが、当然、聴覚障害の方も含めて障害のある方全員に対して当局では支援しています。

(横島委員)

実体験として少し意見を出させていただくのですけれども、なかなか企業の方々に説明しても、知識として分かっても実際には拒否することが多いと思うのです。特にコミュニケーション障害者についてはなかなか難しいと思いますので、そういう障害の方も含めてコミュニケーション障害については、強く説明していただきたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

(鈴木委員)

はい。分かりました。その辺も十分に事業者に説明させていただきたいと思います。

(平野委員長)

ありがとうございました。

それでは最後に、中野委員。

(中野委員)

NPO障害難病団体協議会の中野です。今年度、前任の方から引き継いで委員にさせていただきました。

ワーキングに2回出させていただいて、今日で3回目なのですが、障害者総合支援計画の素案の、資料2の第5期計画、平成30年度からの計画の主な内容でポイントを絞り込んできちんと説明していただく資料で読みやすいと思います。

ワーキングでも言いましたが、今回の主なポイントと継続したまちづくりにプラスアルファした、年齢に関係ない福祉サービスの継続も支援するという方針で組まれているのかなと思って、大変心強く思いました。ありがとうございます。

(平野委員長)

限られた時間でしたけれども、たくさんの意見を頂きました。中には、全体として個別ケースの根幹に関わることなど、大幅に在り方を考えないとならないこともありました。

今、頂いた意見を基にしまして、さらに新たに意見調書でご意見を出していただければと思っています。今、この場で頂いた意見と意見調書で出していただいたものを合わせて、素案をもう一回練り直しをさせていただきたいと思っています。そして、それをパブリックコメントにかけていきたいと考えています。

それから、達成状況報告書についても、皆さんからいろいろとご指摘がありました。これはもう一度各担当課に送って、返事を待つということにしたいと思います。また、文言等の整理をさせていただきたいと思っています。同じ言葉が2回も3回も出たりしていますので、その辺の整理を事務局でやっていただきまして、これも完成版にしていきたいと思っています。それでよろしいでしょうか。

はい、斎藤委員どうぞ。

(斎藤委員)

素案(案)を素案にする段階で、政策委員にも送っていただけると考えてよろしいですか。

(事務局)

パブリックコメント前には、委員の皆さまにお送りさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

(斎藤委員)

その時にお願いなのですが、できれば、今日出た素案(案)から素案にした時のいわゆる見え消し版を付けていただけますか。比較して読むのはなかなか難しいので、何がどのように意見で修正がかかったか、見え消し版が一般的になっているかと思うので、それをぜひ付けていただきたいと思います。

(事務局)

できるだけそのような形で、送らせていただきたいと思います。

(平野委員長)

はい、それでは今日予定していた、議題は終了となりましたけれども、皆様方から何かございますでしょうか。はい、では高濱委員どうぞ。

(高濱委員)

評価がDとなっている事業については、どうかしなければいけない。福祉避難所の指定ができなかった理由として、施設の要件を定義できなかったとありましたが、それこそ市民会議で特集的に意見を聞いてはどうですか。要するに、それぞれ参加された方がどういうことに困っているだとかを聴き取るというような会議を、行ってみてはどうかと思います。

(平野委員長)

はい、市民会議についてのご意見ということで、ありがとうございます。

はい、よろしいでしょうか。それではこれで、本日の議題は終了とさせていただきます。では、事務局から連絡事項をお願いします。

(事務局)

はい、事務局より2点ございます。

1点目はマイナンバーの収集についてです。今年度より新たに委員になられ、かつ報酬をお支払させていただき予定の委員の方にのみ、資料を配布させていただいております。昨年度から引き続き委員をお引き受けいただき、既に個人番号申告書を提出していただいた委員の方々につきましては、配付しておりません。よろしくお願いいたします。

報酬をお支払させていただき委員の方には、毎年1月ごろに源泉徴収票を送付させていただいております。源泉徴収票の作成にはマイナンバーが必要になりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。具体的には個人番号申告書に必要事項を記入していただき、番号を確認できる書類の写しを添付していただき、直接ご持参いただくか、返信用封筒で障害政策課にご提出ください。収集いたしましたマイナンバー等の個人情報につきましては、適正に管理しまして、源泉徴収票作成の目的以外には使用いたしません。添付していただいた通知カード等の書類の写しにつきましては、事務局で番号確認後、ご返却させていただきますので、お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

(事務局)

次回の政策委員会は、来年1月23日火曜日に開催させていただき予定しております。

また、第3回ワーキンググループを12月中に開催させていただき予定です。詳細が決まりましたら、改めてご連絡させていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

(平野委員長)

ありがとうございました。大変長い時間恐縮ですが、以上をもちまして、「第1回
さいたま市障害者政策委員会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、会の
進行にご協力いただき、ありがとうございました。